

中央社会保険医療協議会について

1 根拠法

- 社会保険医療協議会法

2 所掌事務

- 診療報酬、保険医療機関及び保険医療養担当規則並びに訪問看護療養費に関する事項等について厚生労働大臣の諮問に応じて審議、答申するほか、自ら建議することができる。

3 委員

○委員構成

保険者、被保険者、事業主を代表する委員（支払側） 8名

医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員（診療側） 8名

公益を代表する委員 4名

の合計20名で構成。任期は2年。

- 委員の任命は厚生労働大臣が行うが、公益委員については両議院の同意が必要。また、公益委員以外については、各関係団体の推薦が必要。

○専門委員

専門事項を審議するために必要があると認められるときは、10名以内の専門委員を置くことができることとなっており、現在、老人診療報酬担当2名、薬価担当3名、保険医療材料担当3名、看護担当1名の合計9名を委嘱。

4 部会等

- 総会のほか、特定の事項についてあらかじめ意見の調整を行うため、小委員会を、また、専門的事項を調査審議させるために部会を設置。

①診療報酬基本問題小委員会（診療報酬関係）

②調査実施小委員会（医療経済実態調査関係）

③薬価専門部会（薬価制度関係）

④保険医療材料専門部会（保険医療材料関係）